

農業者戸別所得保障制度について

昨年からモデル事業として始まり、今年度から本格実施される「農業者戸別所得補償制度」。23年度は、「水田活用」などのほかに「畑作物」が新たに対象となりました。販売目的で生産する農家が対象です。

- ①畑作物 畑地及び水田に麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ、そば、なたねを作付け、販売を行う農業者へ交付します。
- ②水田活用 水田で麦、大豆、粉用米、飼料用米等を生産、販売する農業者へ交付。二毛作助成・耕畜連携助成や、規模拡大や再生利用の加算があります。
- ③米 米の生産数量目標に従って生産・販売を行う農業者へ交付します。
- ④産地資金 水田に町が指定する作物を作付け、販売した農業者へ交付します。

交付を受けるためには、販売先と契約を結ぶことや、営農計画書を作成、提出することなどが必要になります。交付単価や手続きなど詳細については、後日開催される集落座談会に参加し、確認をお願いします。

【問い合わせ先】 葛巻町水田農業推進協議会  
担当・農林環境エネルギー課  
☎66-2111 内線146

平成23年度「集落座談会」日程

月日	班	会場	時間	対象地区
4月19日 (火)	1	元木生活改善センター	10:00~11:30	元木
		小屋瀬農村センター	13:30~15:00	小屋瀬
	2	ゆきわり荘	10:30~11:30	吉ヶ沢
		土谷川生活改善センター	13:30~14:30	土谷川
4月20日 (水)	1	星野生活改善センター	10:00~11:30	星野・馬場
		小田林業研修センター	13:30~15:00	小田・垂柳
	2	冬部生活改善センター	10:00~11:30	下冬部・田屋・根地戸・市部内境の沢・名前端・毛頭沢
		田野構造改善センター	13:30~15:00	前里・田部馬淵・正路・寺畑・触沢・上田野
4月21日 (木)	1	江刈農村センター	10:00~11:30	泉田・小苗代・中村・寺田
		橋場生活改善センター	13:30~15:00	大沢・橋場・野中
	2	遠矢場林業研修センター	10:00~11:30	江刈馬淵・遠矢場・車門
		五日市生活改善センター	13:30~15:00	山岸・五日市・栗山
4月22日 (金)	1	葛巻町総合センター	10:00~11:30	田代・平船・田子・城内小路下町・新町・浦子内・茶屋場四日市・江刈川 ※上記日程に来られない方

新しい事業  
スタートします

問い合わせ先  
総務企画課  
総合政策室 内線220

くすまきで  
“新婚ライフ”  
サポート事業



町内に住む新婚さんへ新婚ライフサポート金を商品券で支給します。また、低家賃の住宅をお貸しします。

サポート金10万円  
差し上げます

婚姻届時に、夫婦のどちらかが町内に住所がある45歳未満の新婚夫婦（再婚を含む）で、町内に定住する意志がある夫婦に対してサポート金10万円（くすまき商品券）を差し上げます。婚姻後6カ月を経過した後、申請により支給します。

低家賃の住宅  
お貸しします

なお、平成22年10月1日以降の婚姻から対象となります。婚姻届時において、町内に住所があり、夫婦のどちらかが45歳未満である新婚世帯（再婚を含む）に、日常生活を営むことのできる家電製品などを設備した新婚ライフサポート住宅（旧医師住宅2棟）



新婚さんにお貸しする葛巻病院旧医師住宅

を、月額5000円でお貸しします。ただし自治会活動に参加するなど、地域住民との交流を深めることを条件とし、お貸しする期間は1年間を限度とします。

町民の皆さんが住宅などを、町内の業者を利用してリフォーム（住宅の修繕、補修工事など）する場合に、費用の一部を町が商品券で助成します。

▼対象住宅

- ① 町内にある住宅で居住している住宅
- ② 建築後5年以上経過した住宅

▼対象工事の条件

- 次のすべてに該当する工事
- ① 経費（消費税及び地方消費税を除く）が30万円以上の工事とします。ただし、外構工事は除きます。
- ② 店舗併用住宅は住宅部分の工事とします。
- ③ 町内に事務所を置く施工者の施工の工事であること。
- ④ ほかの補助制度を受ける部分については、商品券の交付対象としません。

住宅リフォーム助成事業

くすまき商品券で  
最高20万円を助成



▼対象者

- 次のすべてに該当する人
  - ① 町内に住所があり、住んでいる所有者
  - ② 町税など滞納していない人
- ▼助成金の額  
対象工事に要した経費の5分の1に相当する額以内の額で、上限は20万円です。くすまき商品券で交付します。
- ▼その他  
平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間とします。

空き家のリフォームに  
奨励金を最高20万円

町内の空き家の多くは、長年空き家状態が続き、水回りや断熱などリフォームが必要な物件が多くなっています。このためリフォームにかかる費用の一部を奨励金として支給し、町への定住をさらに進めます。

Uターン者またはイターン者が転入から1年以内に、町内の空き家を居住するために取得または賃借してリフォーム

定住促進事業

パワーアップ  
空き家への奨励金

ムした場合に支給します。空き家1戸につき、リフォーム費用の2分の1。ただし、20万円を限度とします。

空き家を貸す人にも  
奨励金5万円を支給

空き家の所有者は、売買や賃貸するに当たって、空き家の片付けや整理など負担が多くなります。そこでUターン者やイターン者へ空き家を売



買、または賃貸する所有者にも、空き家1戸につき5万円を支給し、定住促進を図ります。

地域情報通信基盤施設  
加入費用を支給

Uターン者またはイターン者が、地デジを視聴するため地域情報通信基盤施設に加入する場合、加入にかかる費用を支給します。ただし、6万3000円を上限とします。

ただし、町の空き家バンクに登録している空き家とします。